

第5次計画（素案）における施策の方向性と具体的施策について

区分	現状や委員等意見	課題	施策の方向性	具体的施策
広報・啓発の充実強化	【実態調査】 ・ 公的な相談窓口の利用割合は低く、認知度も半数程度となっている。 ・ 制度等を利用しない理由として、「支援の内容や利用方法がわからない」が多い。 ・ 情報提供機会の増加、わかりやすい情報提供、窓口での寄り添った対応を望む声が見られた。	○ 多様な媒体や機会を活用した相談窓口・支援施策の継続的な周知が必要 ○ 対象となる支援制度に加え、支援内容や利用方法について、利用者にとってわかりやすい情報提供が必要 ○ 民間団体と連携した相談しやすい環境づくりや相談機会の充実が必要 ○ 母子・父子自立支援員等ひとり親家庭の相談・支援を行う職員への継続的な研修が必要	○ 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の相談や情報提供の総合的な窓口として、効果的に機能するよう、支援員制度の周知、支援員の資質向上に努める。 ○ ホームページ等各種媒体を活用し、相談窓口や支援施策の広報・周知を継続的かつわかりやすく行うほか、相談機会の充実、非常時における情報提供の体制強化に努める。	(1) 母子・父子自立支援員の活動促進 (2) 母子・父子自立支援員等の資質向上 ○ 女性相談対応職員専門研修 (R6～) (3) ひとり親家庭等に対する支援施策の広報、周知及び相談機会の充実 ○ ひとり親向け情報サイト「ひとり親支援ナビ」の設置 (R5.1) ○ SNS等を活用した情報発信 (R5～) ○ 離婚前後の親支援講座等での周知等 (R5～) (4) 県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の相談体制の充実・強化 (5) 専門的な相談に対応するための相談体制の充実 (6) 民間団体との連携による相談機会の充実 ○ ひとり親家庭向け生活支援講習会開催事業の実施 (R6～) ○ 女性のつながりサポート事業の実施(R3～、R6拡充) (7) 非常時における情報提供体制の強化
	【委員及び関係者意見】 ・ 母子・父子自立支援員等相談対応者の資質向上のための研修を強化してほしい。 ・ ホームページの更新頻度の増、情報を見つけやすくする工夫を検討してほしい。 ・ こども関係機関との連携も重要である。 ・ 離婚やステップファミリーが増える中で、離婚前からの相談等支援は重要になってくる。 ・ スマホで検索し支援を調べている人が多い印象である。	○ 離婚を考える父母等に対し、相談窓口や支援施策の周知に努める。		
就業支援の積極的推進	【実態調査】 ・ 約9割以上が就業しており、「正社員・正職員」が最も多いが、母子世帯では「臨時・パート」の割合も約3割と高くなっている。 ・ 年間就労収入については、母子世帯では200万円未満が38.5%、「臨時・パート」の場合は、75.3%となっている。 ・ 転職を希望している理由は「収入がよくない」が最も高い。 ・ 仕事に関して求める支援策は、「ひとり親世帯に対する雇用主の理解」が最も高く、次いで「技術・資格取得の支援」となっている。	○ 高等職業訓練促進給付金制度について、拡充内容等も含めた周知強化、利用促進が必要 ○ ひとり親の状況に応じた就業相談や講習会の開催や周知が必要 ○ 様々な機関が行う就業支援との連携強化が必要 ○ 雇用主への啓発等が求められており、また企業への助成制度の周知が引き続き必要 ○ 生活困窮者に対する相談・就労支援、関係機関との連携が必要	○ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親や必要に応じて離婚前の段階から、就業相談や求人情報の提供、講習会の開催など、一貫した就業支援サービスを実施し、ひとり親家庭等の経済面での自立を支援する。 ○ 就業に向けた能力開発や就業機会創出のための支援等を行い、就業に結びつくようきめ細かく支援する。	2-1 就業相談、就職支援 (1) 母子家庭等就業・自立支援センター等による親及び子どもの就業支援 ○ 母子家庭等就業・自立支援センターの対象拡充 (R5～) ○ ひとり親家庭向け生活支援講習会開催事業の実施 (R6～) (2) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施 ○ 母子・父子自立支援プログラムの対象拡充 (R5～)、所得要件撤廃 (R6～) (3) 女性のチャレンジ支援事業の実施 (4) 女性就業支援センターによる支援 2-2 就業に向けた能力開発支援 (1) 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等による資格取得の積極的支援 ○ 母子家庭等自立支援給付金事業の拡充 (2) 就業支援講習会等の実施 (3) 職業訓練を受けやすい環境の整備等 「ものづくり女性」育成訓練事業の実施 2-3 就業機会創出のための支援 (1) ひとり親等の雇用に関する事業主への働きかけ (2) 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を義務付ける企業の範囲の拡大 (3) ひとり親等の起業に対する支援 (4) 公的機関や福祉施設等における雇用促進 (5) ハローワーク等と連携した就業支援 (6) 生活困窮者自立相談支援事業の実施
	【委員及び関係者意見】 ・ 現況届提出時など様々な機会を活用し、ひとり親に求人や職業訓練などの情報提供を行うほか、事業主向け支援制度の周知も引き続き行う。 ・ ひとり親等就業支援講座の対象をプレシングルに拡充したところ一定数の参加がある。 ・ 生活安定のための転職や資格取得などについて、休日の相談対応の必要性を感じる。 ・ 高等職業訓練促進給付金制度など自立に有効な制度を拡充してほしい。	○ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備や両立の負担を軽減するための支援を推進する。 ○ 生活保護に至っていない生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談・就労準備を支援する。		
子育て・生活支援策の充実強化	【実態調査】 仕事に関して求める支援策について、 ・ 母子世帯では、「放課後児童クラブ（学童保育）の充実」「病時・病後時保育の充実」が高い。 ・ 父子世帯では、「夜間・休日保育の充実」「家事育児支援のホームヘルパーの派遣」が高い。 ・ こどもに関する悩みは、「教育・進学」が最も高い。	○ こどもの学習や進学のための支援の充実が必要 ○ 希望する働き方ができる子育て・生活支援の充実が求められている。 ○ 修学資金などこどもの教育等の支援制度の情報提供が必要	○ 保育所等の優先的利用や多様な保育の充実、放課後児童クラブの整備、こども食堂など地域でのこどもの居場所づくりなどを通して、こどもを安心して育てられる環境づくりを積極的に推進する。 ○ 学習機会を確保し、学習や進学の意欲を維持できるよう、ひとり親家庭のこどもに対する学習支援を充実し、貧困の世代間連鎖の防止を図る。	3-1 こどもを安心して育てられ、こどもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりの推進 (1) 切れ目のない子育て支援の充実（多様な保育の充実等） (2) 放課後児童健全育成事業等の拡充 (3) 地域の力を生かした多様な子育て支援の促進 こども食堂の取組みへの支援 (4) ひとり親家庭子育てサポート事業の実施 (5) 学習支援ボランティア等によるひとり親家庭のこどもへの学習支援 ○ こどもの生活・学習支援事業の拡充 (R5～) 3-2 生活に関する支援 (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施・提供体制の整備 (2) 公営住宅の優先的入居の推進 (3) 住宅資金や転宅資金の貸付けの実施 ○ 償還免除付きひとり親家庭住宅支援資金貸付制度 (R3～) (4) 中長期の居場所の提供と自立に向けた支援の実施 (5) 民生委員・児童委員等による支援の促進 (6) 母子・父子福祉団体活動や地域行事等への参加促進
	【委員及び関係者意見】 ・ 母子生活支援施設の設置実現に向け取り組んでほしい。事業委託やアパート借り上げなど様々な方法を検討してほしい。 ・ 日常生活支援事業、ファミリーサポート事業の実施や強化をしてほしい。	○ ひとり親家庭等が安心して生活できるよう、市町村との連携のもと支援に取り組む。 ○ 身近な地域での支援の促進や母子・父子福祉団体等が実施する交流会等への参加を促進する。		

第5次計画（素案）における施策の方向性と具体的施策について

資料 1

区分	現状や委員等意見	課題	施策の方向性	具体的施策
<p>(4)</p> <p>養育費確保及び親子交流支援の推進</p>	<p>【実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養育費の受給状況は、母子世帯は約5割、父子世帯は1割未満となっている。</li> <li>文書（債務名義あり）での取決めは、「取り決めている」とした母子、父子世帯の5～6割程度にとどまる。</li> <li>取決めしない理由は、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が最も高い。</li> <li>親子交流の実施割合は、約4割となっている。</li> <li>親子交流をしない理由は、「相手が親子交流を求めてこないから」が最も高い。</li> </ul> <p>【委員及び関係者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離婚を検討する段階から、父母双方への情報提供が必要である。</li> <li>養育費の取決めに加え、支払いの継続についての情報提供、周知が重要である。</li> <li>親子交流支援について、制度周知や県内統一の実施を推進してほしい。</li> <li>弁護士による無料相談の実施回数を増やしてほしい。</li> <li>養育費確保について、費用面など支援を強化してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育費や、親子交流について、<b>離婚前からの情報提供が必要</b></li> <li>ひとり親家庭の生活の安定に向け、<b>養育費の履行確保に向けた支援の検討が必要</b></li> <li><b>安全、安心な親子交流支援</b>が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚を検討する段階から、養育費や親子交流に関する情報提供や当事者間の理解と社会的気運の醸成に努める。</li> <li>ひとり親家庭の児童が養育費を確保できるよう、弁護士等による特別相談の充実、取決めの促進を図る。</li> <li>母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や母子・父子自立支援員等各種相談員による養育費や親子交流に係る相談の充実を図る。</li> <li>養育費の履行や安全・安心な親子交流に向けた支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）養育費の確保、親子交流に関する情報提供と社会的気運の醸成 ○離婚前後の親支援講座の実施（R5～）</li> <li>（2）弁護士等による特別相談の充実</li> <li>（3）身近な相談員による養育費、親子交流相談の充実</li> <li>（4）養育費の履行や安全・安心な親子交流に向けた支援の実施</li> </ul>
<p>(5)</p> <p>経済的支援の推進</p>	<p>【実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活上の最も大きな不安や悩みは、母子、父子世帯とも「生活費」が最も高い。</li> </ul> <p>【委員及び関係者意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用者が増えており、中でも修学資金の相談が多い。</li> <li>母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充や見直しをしてほしい。</li> <li>一時的な給付金だけでは根本的な解決にならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当や母子父子寡婦貸付金制度制度等に関して、<b>継続的な情報提供と制度の活用</b>の促進が必要</li> <li>修学資金など<b>こどもの教育等の支援制度</b>の情報提供が必要（再）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を行うとともに、各種支援制度の活用による経済的負担の軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）児童扶養手当の支給 ○所得制限限度額の引上げ、第3子以上の加算額の増額（R6.11分～）</li> <li>（2）母子父子寡婦福祉資金の貸付け ○修学資金の対象経費（自宅外通学の大学生の生活費）の拡充（R2～）</li> <li>（3）母子世帯等援護資金の貸付け</li> <li>（4）ひとり親家庭等医療費助成の実施</li> <li>（5）富山県保育所等保育料軽減事業やがんばる子育て家庭支援融資の実施</li> <li>（6）高等学校等就学支援金等の支給や奨学金制度の実施</li> <li>（7）こどもの大学受験料等への支援の実施 ○こどもの生活・学習支援事業の拡充（R5～）（再掲）</li> <li>（8）非常時における各種支援制度の活用 ○コロナ禍、物価高騰等による影響を踏まえた特別給付金の支給等（R2～5）</li> </ul>